

渓流魚ルアー・フライ釣(キャッチ&リリース)専用漁業区域

次の区域では渓流魚を対象とする遊漁を、ルアー・フライ・テンカラ釣り以外の漁法により行わないようご協力をお願いします。
また、キャッチ&リリース区間に設定していますので、漁法に関係なく、釣った魚はすべて生きたまま川に戻していただくようご協力をお願いします。

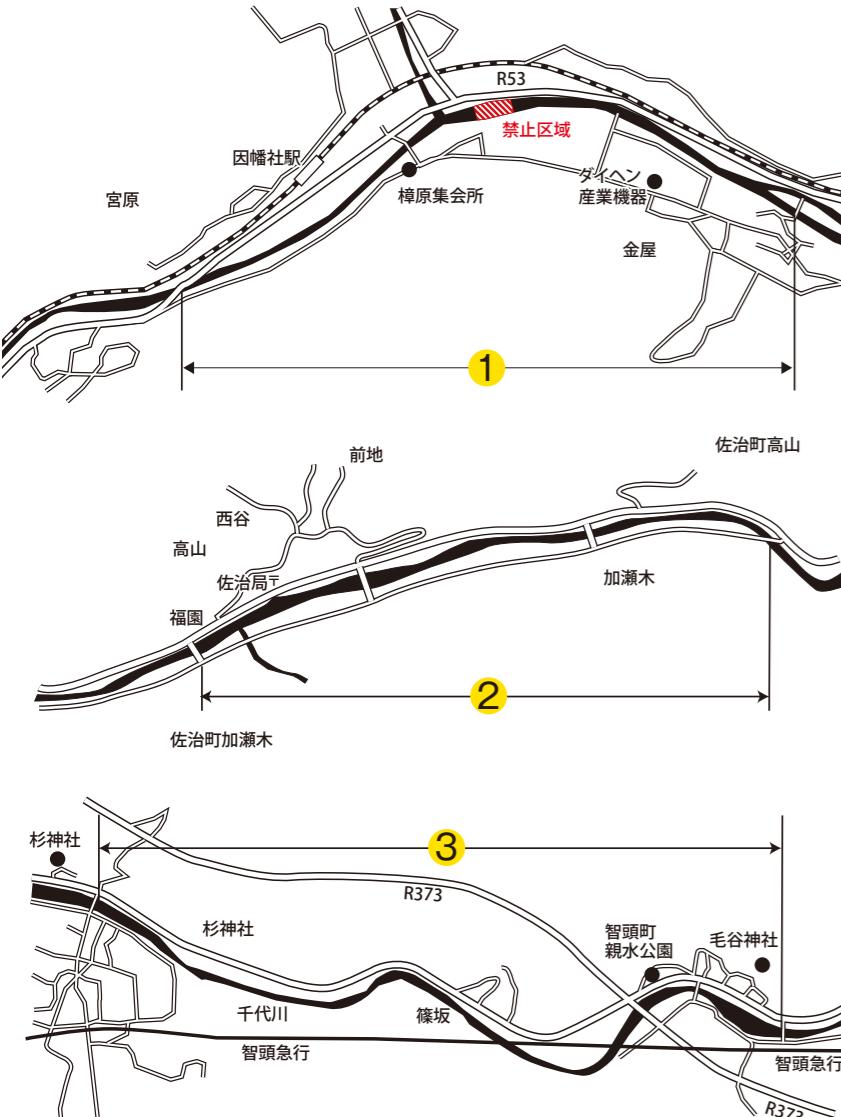
区域	期間
①鳥取市用瀬町江波の中国電力安蔵川発電所安蔵川取水口から上流1,600メートルの同市同町江波の茅谷橋下流端までの区域	3月1日から9月30日まで
②八頭郡若桜町諸鹿の見野川「三条の滝」から上流の区域	
③八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流530メートルまでの区域	3月1日から5月31日まで

あゆ友釣専用漁業区域①～⑤

※あゆ友釣専用漁業区域(下地図)

次の区域ではあゆを対象とする遊漁を、さお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る・友釣リルアーリリース禁止)以外の方法により行つてはならない。

区域	期間
① 鳥取市用瀬町川中の新川中橋下流端から2,000メートル下流の同市同町金屋の金屋橋上流端までの区域	
② 鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域	
③ 八頭郡智頭町大字毛谷の毛谷橋下流端から2,200メートル下流の同町大字南方の南方橋上流端までの区域	6月1日から8月31日まで
④ 八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域	
⑤ 八頭郡若桜町大字浅井の庄の瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域	



遊漁のマナーを守って釣りを楽しめます
●飲食物等のゴミや釣り糸、釣り針など、ゴミの持ち帰りにご協力をお願いします。
●迷惑駐車、無断駐車等をしないようお願いします。
●漁場の占用や先行者の邪魔になる行為はやめましょう。

漁業調整規則・遊漁 規則を守りましょう

① 禁止期間

魚の産卵期及び成長期の間を保護するため、鳥取県では次のように魚類等の採捕禁止期間を定めています。

水産動物の種類	禁止期間	備考
さくらまつ	1月1日から12月31日まで	
さつきまつ	6月1日から翌年2月末日まで	
いわな・やまめ・かわます・にじます及びあまご	9月26日から翌年2月末日まで	
あゆ	10月1日から翌年2月末日まで 智頭・若桜 2月1日から6月31日まで及び9月26日から10月31日まで	投網全面禁止 ゾロ6/15・投網7/1解禁
こい	5月15日から6月14日まで	

令和6年よりあゆ漁解禁は全地区6/1となりました
※ゾロ・投網は別

② 体長等の制限

採捕した場合は、必ず再放流してください。

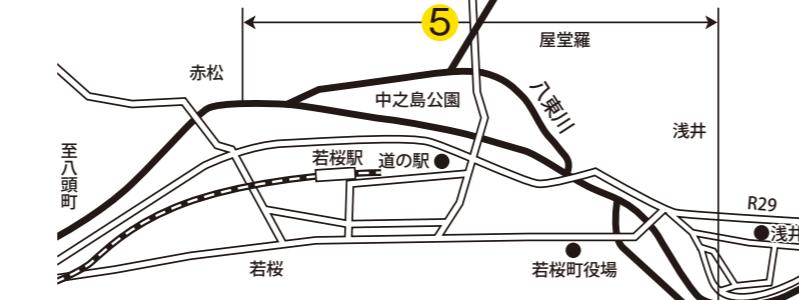
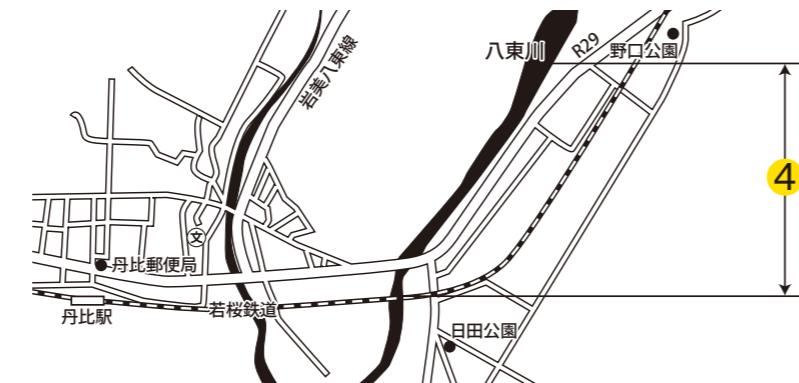
水産動物の種類	魚の大きさ(全長)	※「全長」とは、次の長さをいいます。
いわな・やまめ・にじます かわます・あまご さくらまつ 及びさつきます	全長15センチメートル以下	
うなぎ	全長30センチメートル以下	
こい	全長15センチメートル以下	
ふな	全長10センチメートル以下	

③ 有害物の遺棄、漏せつの禁止

魚は、川、湖の水質の変化に非常に敏感であり、また抵抗力が弱いため、もし有害物が河川に流れ込むと一度に多量の魚が死亡してしまいます。
したがって、魚資源の保護を図るために、水質の汚濁について制限又は、禁止をしています。
魚に有害な物とは、魚を死滅させる毒物の他、魚の成長を阻害し繁殖保護に著しく害を与えること、魚体に悪臭をつけるようなものをいいます。

④ ブラックバス等の放流の禁止

ブラックバス及びブルーギルの河川への再放流は鳥取県内水面漁場管理委員会告示で禁止されています。
ブラックバスは、食性と繁殖力が強いため、いろいろな魚の稚魚を食い荒らし、今までの自然の川の生態系を破壊してしまいます。
万一、釣り上げた場合は川へ再放流しないでください。



⑤ 漁具漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具又は漁法により魚を採捕しますと、幼魚から成魚まであらゆる魚が根こそぎ採捕され、魚資源が減るおそれがあります。また、取扱いによっては、危険を伴いますので、その漁具漁法を全面禁止又は、期間禁止にしています。

※漁具の制限 投網の網目は2センチメートル以上とすること。(遊漁規則)

全面禁止の漁具漁法

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② 潜水器(簡易潜水器を含む。)
- ③ 刺網(千代川水系、天神川水系又は、日野川水系の河川において採捕する場合に限る。)
- ④ かにかご(千代川水系、天神川水系又は、日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもくすがにをとる場合に限る。)
- ⑤ 水中において照明を利用してする漁法
- ⑥ びんづけ漁法
- ⑦ 漂干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法)
- ⑧ ふなや(岸辺その他の場所に穴を掘り、その中にに入った魚を採捕する漁法)
- ⑨ 鵜使い(鵜を利用して採捕する漁法)
- ⑩ 鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法)
- ⑪ はねかわ(木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は網その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法)
- ⑫ あゆなぐり(竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法)
- ⑬ いたちがわ(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法)
- ⑭ 上り瀬又は下り瀬(水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹すかご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法)

ブラウントラウトの採捕は、イワナやヤマメを混獲する可能性が非常に高いので、遊漁証の所持をお願いいたします。

◆県内取扱店

地区名	〒	住 所	取扱店名	TEL
鳥 取	680-0045	鳥取市大工町頭2	フィッシングフィールドもり	0857-22-4674
	680-0814	南町324	フミヨ釣具店	0857-22-2043
	680-0911	千代水3-119	かめや釣具鳥取店	0857-38-3311
	680-0072	滝山429-5	釣シヨブ瀬山	0857-29-0456
	680-0911	千代水1-142	ポイント鳥取	0857-23-6901
	680-1213	鳥取市河原町高福字中新田837	道の駅「かわはら」	0858-85-5331
河 原	680-1213	高福837	ファミリーマート道の駅かわはら店	0858-85-5380
	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬490-1	JA鳥取いなば用瀬支店	0858-87-2321
	689-1201	用瀬273	★寺崎おどり店	0858-87-2863
佐 治	689-1313	鳥取市佐治町加瀬木1300	JA鳥取いなば佐治支店	0858-88-0311
	689-1316	福岡146-4	かみんぐさじ	0858-89-1816
	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	智頭町役場山村再生課	0858-75-3117
智 頭	689-1403	南方287	★荒木おどり店	090-3179-4728
	689-1402	智頭2067-1	智頭町観光協会	0858-76-1111
	680-0611	八頭郡八頭町富枝453-11	谷口旅館	0858-84-3045
八 東	680-0701	八頭郡若桜町若桜801-5	若桜町役場	0858-82-2239
	680-0701	若桜920-5	岸本菓子店	0858-76-5013
	680-0701	若桜983-2	道の駅「桜ん坊」	0858-76-5760
若 桜	680-0735	落合121	★ガーデンコーヒー へいけ	0858-83-0418
	683-0802	米子市東福原8-26-28	かめや釣具 米子店	0859-37-6600

千代川漁業協同組合

遊漁証取扱所一覧表

地区名	〒	住 所	取扱店名	TEL	
岡 山	708-0884	津市津山口238-5	中国漁具㈱	0868-23-8211	
	700-0051	岡山市北区下伊福上町16-4	やすだ釣具店	086-255-0005	
	707-0025	美作市榮町41-2	イワモ・釣具	0868-72-0071	
	708-0832	津市東新町46	アタック11	0868-23-2160	
兵 庫	703-8282	岡山市中区平井4丁目24-36	つり具のわなべ	086-277-1164	
	671-2575	宍粟市山崎町山田179-2	高井釣具店	0790-62-2334	
	650-0012	神戸市中央区北長狭通り4丁目7-3元町フタバビル202	ユーズリバー	078-327-0558	
	673-0882	明石市相生町1丁目2-34	佐藤ビル102	ループノット	078-912-1056
	671-4131	宍粟市上宮町安積1333-9	小国釣具	0790-72-0020	
	671-2516	宍粟市山崎町三津319-1	かまた釣具おどり店	090-3351-4426	

※取扱所は変更のある場合がありますので、事前に電話にてご確認ください。

